

羽島市水道事業給水装置施工基準改正の要点

1. 第7条第3項の削除

この条文は受水槽以降のことを定義しているため、市としては受水槽以降の口径・戸数については責を負わないため削除する。

2. 第12条第1項第8号の変更

以前は鑄鉄管の配水本管を施工可能な事業者が少なく技術不足が懸念されたが、鑄鉄管の施工可能または施工実績のある事業者が一般的になってきており、給水管設置のために配水本管を穿孔する制限を緩和するもの。

3. 第22条第1項第2号の変更（追加）

これまで、いわゆるアパート給水の時は、総括バルブ以降の漏水は所有者（または使用者）の責任区分としてきたが、メーターナット部、伸縮式副栓付き止水栓（通称：ツインバルブ）本体ならびに継手部、甲止水栓本体ならびに継手部からの漏水のみ市において修繕するものとする。

理由として、検定満期によるメーター交換時に市側が操作・施工する部分であること、使用開始・中止時に市側が止水栓を開閉操作することから部位を限定して市の責任区分とするもの。

4. 第22条第2項追加

近年、健康志向の高まり、衛生意識の向上から水道メーター直後に元付型浄水器または元付型整水器を設置する事例が見られる。

元付型浄水器においては、残留塩素を除去する機能を備えていることから、水道法施工規則第17条第3項に規定する「給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持すること」の規定に反する恐れがあるため、浄水器以降の水質に市として水質責任が負えないことから責任区分を明確にするもの。

元付型整水器においては、マイクロファインバブル等を発生させる機能を備えているものとされるが、その装置が日本水道協会の認証を受けた器具か不明であることが多いこと、また、仕組みや機能・効能において市として不明瞭な点が多いこと、そのため衛生面において市が責任を負えるものではないことから責任区分を明確にするもの。